

財務省第5入札等監視委員会

令和元事務年度 第4回定例会議（書類回覧）審議概要

開催日及び場所	令和2年6月4日～23日（書類回覧による開催）	
委員	委員長 村山周平（村山周平事務所・公認会計士） 委員 藤重由美子（東京八丁堀法律事務所・弁護士） 委員 中出哲（早稲田大学教授）	
審議対象期間	令和2年1月1日（水）～令和2年3月31日（火）	
抽出事案	4件	（備考）
1 競争入札（公共工事）	1件	契約件名：成田空港第2PTB旅具待機室内トイレ改修工事 契約相手方：株式会社アスク （法人番号5040001055472） 契約金額：7,040,000円 契約締結日：令和2年2月4日 担当部局：東京税関
2 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：空港監視カメラシステムの調達 契約相手方：株式会社JVCケンウッド・公共産業システム （法人番号3020001113291） 契約金額：28,600,000円 契約締結日：令和2年2月5日 担当部局：東京税関
3 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：人事院規則に係る分析装置等及び検糖計の点検等請負契約 契約相手方：株式会社江田商会 （法人番号2020001012577） 契約金額：1,287,000円 契約締結日：令和2年1月17日 担当部局：横浜税関
4 随意契約（物品役務等）	1件	契約件名：不正薬物・爆発物探知装置（TDS）の点検・校正等に係る請負契約 契約相手方：株式会社日立ハイテクソリューションズ （法人番号3010401035434） 契約金額：6,853,000円、@20,600円ほか 契約締結日：令和2年1月23日 担当部局：横浜税関
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】 契約件名：成田空港第2PTB旅具待機室内トイレ 改修工事 契約相手方：株式会社アスク (法人番号5040001055472) 契約金額：7,040,000円 契約締結日：令和2年2月4日 担当部局：東京税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について</p> <p>予定価格の算出について</p> <p>《書類回覧による委員からの質問・意見》 工期終了期限が延長されましたが、契約違反によるペナルティや資材費高騰による契約金額の見直しはなかったのでしょうか。</p> <p>女子トイレは20年以上改修していませんが、写真では、男子トイレは女子トイレより新しいように見えます。同時に改修する必要があったのでしょうか。</p> <p>変更契約を令和2年3月27日と同月31日に行っていますが、小刻みな変更契約を締結しなければならなかったのは、事故繰越しの承認日が3月31日だったためでしょうか。</p> <p>仮に、事故繰越しの承認日が4月にずれ込んだ場</p>	<p>《担当部局からの事前説明》 本件工事は、完成から20年以上を経過した成田空港第2PTB旅具待機室内トイレの汚れや劣化を改修するため実施したものです。 当初は令和元年度中に工事完了を予定していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、中国からトイレ器具部品の輸入が滞り、予定の工期では工事が完了できなくなったため、令和2年度に予算を繰り越したうえで、工期を延長しております。</p> <p>予定価格については、『公共建築工事積算基準』に基づき、物価資料及び見積書を参考に、一定の査定率を乗じて積算しました。</p> <p>《担当部局からの回答》 当該工期延長は、新型コロナウイルス禍が天災等と同様、受注者の責めに帰すことができない事由によるものとして、受注者から契約書に基づく申し出があったため、税関側でも当該申し出の妥当性を検証し、そのうえで契約違反には該当しないと判断しました。なお、工期延長による追加費用は生じておりませんので、契約金額の変更は行っておりません。</p> <p>写真では伝わりにくいのですが、男子トイレは女子トイレより古く、同様に汚れや劣化が進んでいるため、同時に改修いたしました。</p> <p>ご指摘のとおり、まず契約を令和2年3月27日から同月31日まで延長し、同月31日の事故繰越し承認により翌年度の契約が可能になったところで再度変更契約を行ったものです。</p> <p>繰越し承認日についてはその制度上、予算年度内</p>

意見・質問	回答
<p>合は、どのような変更契約になるのでしょうか。</p> <p>本件は小規模なトイレの一般的な建物工事であり、特殊な工事ではありません。予定価格の積算と落札金額に大きな違いが生じた理由は何故でしょうか。</p>	<p>に承認されることが必須条件のため、翌年度にずれ込むことはありません。</p> <p>予定価格は、『公共建築工事積算基準』に基づき、物価資料及び見積書を参考に、一定の査定率を乗じて積算したものであり、工事規模に比して高い水準だったとは考えておりません。</p> <p>落札金額が予定価格と比して低額なのは、競争性が働いた結果であると考えておりますが、事後検証として、落札者にヒアリングをしたところ、同者は特に床・塗装工事において安価で効率的な施工のノウハウを持っているとの回答がありましたので、そういったことも低額で調達できた要因と考えております。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案2】 契約件名：空港監視カメラシステムの調達 契約相手方：株式会社JVCケンウッド・公共産業システム (法人番号3020001113291) 契約金額：28,600,000円 契約締結日：令和2年2月5日 担当部局：東京税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について</p> <p>1者応札となった要因について</p> <p>高落札率となった要因について</p> <p>《書類回覧による委員からの質問・意見》 第1回目の入札が不落になり第2回目の入札で参加者が現れなかった場合、再度入札をやり直すことは考えられないのでしょうか。</p>	<p>《担当部局からの事前説明》 本件調達は、羽田空港第2旅客ターミナルビルの国際線化に伴い、社会悪物品の流入阻止を目的として監視カメラシステムを調達したものです。なお、本件システムは、同ビルの事務室においてモニター監視やカメラ制御を行うほか、既存の第3旅客ターミナルビルの監視カメラシステムとの連携による遠隔監視を可能とすることで取締体制の充実を図っております。</p> <p>本件調達は、第3旅客ターミナルビルの既存システムとの連携が必要なため、既存システムの納入業者以外の者が新規参入するには、既存システムの調査又は新しいシステムの構築が必要となるため、価格競争に勝てないと判断して入札に参加しない者もあり、結果1者応札になったものと思料します。</p> <p>本件入札は、電子調達システムを利用した応札及び入開札手続により実施しました。開札の結果、1者から応札があり、第1回目の入札金額が予定価格を上回っていたため落札せず、直ちに再度の入札を求めましたが、再度の応札がなかったため不調となりました。</p> <p>その後、不落随契交渉を行い、予定価格を下回る金額の提示があったため契約を締結しましたが、交渉を重ねたうえでの契約金額ですので、高落札率となっております。</p> <p>《担当部局からの回答》 電子調達システムは、応札がなかった場合は、自動的に不調となり、再度の入札を受け付けることができず、再度入札する場合は、再び公告しなければなりません。</p> <p>しかし、羽田空港第2旅客ターミナルビルの国際</p>

意見・質問	回答
<p>1者応札となった要因の改善策として、入札参加者を増やすような仕様を作成することになると、新規システムを構築する必要があり規模が大きくなるため、既存システムの拡張と比べ、かえって金額が高くなるのではないのでしょうか。</p> <p>既存システムとの連携を基本とするが、連携が不可能な場合は、ネットワークの構築が必要ということになると、新規参入業者には酷な感じがします。</p> <p>仕様書に記載の応札条件として、正面ではない顔の認証システムについては、国内外を問わないが納入実績を要求しているようですが、正面の顔の場合は、納入実績は問わないのでしょうか。</p> <p>既存システムが利用できるのに、利用しないのも本末転倒のように思います。改善策として「既存システムとの連携の必要性を十分に検討する」とは、具体的にどのようなことをされるのでしょうか。</p>	<p>線供用開始日は決まっており、工期等を考慮すると1日も早く締結する必要があったため、予決令第99の2の規定で定める「再度の入札をしても落札者がいないとき」に該当すると判断し、随意契約を行いました。</p> <p>ご意見のとおり、既存システムを全て更新し、新規システムを新たに構築する場合は、複数の応札者が見込めますが、金額が大幅に高くなります。一方、既存システムと連携せず、羽田空港第2旅客ターミナルビルのみシステム運用であれば、競争性が働き、場合によっては金額を低く抑えることも可能です。今回の調達では、取り締まりの運用上、既存システムとの連携が不可欠でしたが、今後も同種の調達を行う場合、既存システムとの連携の必要性について、システムを運用する部署とともに十分検討してまいります。</p> <p>ご意見のとおり、既存システムを構築した者が有利でありますので、今回、仕様書の作成にあたり、既存システムとの連携の必要性について、システムを運用する部署と十分に検討を行いました。その結果、既存システムにおいて遠隔監視を行うことは必須であり、連携は不可欠であるとの結論に至りました。</p> <p>一般的に、顔の認証システムにおいては、正面の顔が通常のスペック（基本的な機能）であり、正面ではない顔の認証システムが付加機能であることから、本件仕様書においては明示的に正面の状態のみの納入実績は求めず、非正面の状態において機能できる顔認証システムの国内外における納入実績を求めています。この場合、正面の状態の納入実績がない業者が応札するということは、通常は考えられません。</p> <p>今回の調達において、既存システムによる遠隔監視を行うことは必須であり、連携は不可欠でありました。しかしながら、今後も同種の調達を行う際、取り締まりの運用方法等により、連携の必要がない場合も考えられることから、引き続き、仕様を作成する際にはシステムを運用する部署とともに十分に検討してまいります。</p>

意見・質問	回答
<p>監視システムは、世界各国で、急速な技術進歩が進んでいます。そのため、いかなる仕様のシステムの調達を求めていくかが重要です。また、監視システムが必要な部署も多々あると考えられます。監視システムについての調査研究はどのように進めおり、また、省庁を横断した研究・情報交換などは実施しているのでしょうか。</p>	<p>検査機器メーカーからのヒアリングのほか、セキュリティ関連の展示会への参加を通じて、不審行動の識別技術に関する市場調査を行い、税関の機器運用環境において実用に耐えうる製品の候補を選出するようにしています。</p> <p>なお、省庁を横断した研究・情報交換は、現在のところ実施しておりません。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案3】 契約件名：人事院規則に係る分析装置等及び検糖計の点検等請負契約 契約相手方：株式会社江田商会 (法人番号2020001012577) 契約金額：1,287,000円 契約締結日：令和2年1月17日 担当部局：横浜税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について</p> <p>1者応札となった要因について</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>本件は、横浜税関分析部門に配備されている各種分析機器のうち、人事院規則の規定に基づき点検が必要とされている機器について、装置の健全性を確保するための点検及び校正を実施したものです。人事院規則では「職員の保健及び安全保持についての基準並びにその基準の実施に関し必要な事項」について定められており、同規則に掲げられた機器、設備等（本件では簡易圧力容器、遠心分離機）は「1年につき少なくとも1回」の定期検査を行わなければならないと規定されています。</p> <p>また、同規則は「職員の放射線障害の防止」について定めており、その中でX線装置の定期検査については、「装置の設置（…省略…）後当該装置を初めて使用するとき及びその後1年を超えない期間ごとに少なくとも1回行う」ものと規定されています。</p> <p>検糖計は、必ずしも当該人事院規則に基づいて点検等を行うよう定められている機器ではありませんが、他の分析機器と同様、計測データの精度を保証できるよう常に機能維持が要求される精密機器であり、上述の機器と併せて調達することで点検等に要する費用を抑えることが期待できるとの判断のもと、本件仕様に加えたものです。</p> <p>本件の入札参加資格は、その予定価格から本来「D」等級の資格を要するところ、競争性確保の観点から1級上位の「C」等級の者を参加させることとして、令和元年12月27日に一般競争入札を行いました。が、応札者がなく不調となったことから、さらに1級上位の「B」等級を追加し、令和2年1月17日に2回目の一般競争入札を行い、その結果、応札が1者のみであったことから、同者を落札者とし契約締結したものです。</p> <p>本件については、1回目の入札時から国内メーカーや販売代理店に対し入札参加の声掛けを行っ</p>

意見・質問	回答
<p>高落札率となった要因について</p> <p>《回覧による委員からの質問・意見》</p> <p>当該点検等の契約は「1年につき少なくとも1回」定期点検を行うものとされていますが、毎年1者応札の高落札率の入札結果になっているのでしょうか。</p> <p>仕様書では、部品の交換が必要な場合は、部品の交換を実施することとされていますが、部品代</p>	<p>ていたものの、自社製品あるいは自社が販売した機器でなければ参加は困難という声が多く聞かれ、入札参加に慎重な姿勢でした。</p> <p>また、精密機器である分析機器の点検等には一定の技能を有するスタッフや設備も必要なことから、業者側の請負体制の能力的にも、現在、自社が請け負っている業務に加えて、新規に点検業務を請け負うことに対する動機づけが弱かったことも1者応札となった要因と考えられます。</p> <p>本件の予定価格については、2者から見積書を徴取し、点検対象の機器ごとの見積金額などを参考に積算しました。</p> <p>入札金額については、当該分析機器の点検・校正という作業自体に関しては、一定レベルの人員や設備が整っていれば、独自のノウハウといったものをそれほど必要とせず、大きな金額差が生じにくい業務であったと思料されること、また、応札者としても、入札金額を検討するにあたり、過去に自社が点検を請け負った実績を踏まえると、他に競争相手が参入するのは困難ではないかという推定が働き、大幅な値引きはされなかったことが高落札率となった要因と考えられます。</p> <p>今後は、仕様内容の変更が可能であれば柔軟に見直しを行うとともに、入札参加に消極的な業者へはよりきめ細かいヒアリングを行うことで応札への障壁を取り除いていけるよう努めていきたいと考えます。</p> <p>《担当部局からの回答》</p> <p>例年、人事院規則に係る分析装置等の点検のみを調達しており、見積合わせを実施していましたが、落札率は高水準で推移していました。</p> <p>なお、令和元年度の調達については、検糖計（H29年度配備）の点検を追加することで総点検額の低減を見越し調達の一本化を図りました。予定価格積算に際しては、参考見積を2者から取得できたことから、調達の本格化が1者応札に繋がったとは言い切れないものの、入札に参加しなかった理由を分析するとともに、仕様の内容が変更可能であれば柔軟に見直しを行うよう努めてまいります。</p> <p>部品代については、「仕様書に別途定める場合」には該当せず、仕様書にあるとおり、部品の交換も</p>

意見・質問	回答
<p>は、契約金額に含まれるのでしょうか。</p> <p>契約書では、本契約履行の一切の対価が含まれるとされていますが、「本契約書及び仕様書に別途定める場合はこの限りではない」とされています。仕様書に別途定める場合に該当するのでしょうか。</p> <p>人事院規則で、1年に少なくとも1回の定期検査を行わなければならないとされていることからすると、過去にも同様の検査を行っているのでしょうか。その際の入札状況は、今回と同様だったのでしょうか。</p> <p>金額がそれほど高いものでなく、毎年度必要なルーティーンのサービスで、かつ業者が限られる場合、複数年にわたる作業として、請負金額の削減とコスト削減と業務削減の効率化を進めることはありえるのでしょうか。</p>	<p>仕様に含んでいることから、部品代は契約書本文に基づき、契約金額に含まれます。</p> <p>人事院規則に基づき、毎年1回定期点検を実施しています。例年、人事院規則に係る分析装置等の点検のみを調達しており、見積合わせを実施していましたが、落札率は高水準で推移しておりました。</p> <p>令和元年度については、それまで別途随意契約していた検糖計の点検と併せて調達の一本化を図りました。結果的に1者応札となりましたが、予定価格積算に際しては、参考見積を2者から取得できたことから、なお競争の余地はあるものと思われます。なお、今回入札参加を見送った背景として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 過去実施した見積合わせとは異なり、入札となると社内・社外の手続等に手間を要すること ② 自社販売した業者の方が点検実績やノウハウが豊富であり、その優位性は強固なものにならざるをえず、それ以外の者が新規に参入するのは採算面で困難であった <p>以上の点が挙げられることから、入札実施に際しては十分な公告期間の確保を図るとともに、仕様作成に際しては、業者へのヒアリングを踏まえながら進めていきたいと考えております。</p> <p>複数年に渡る契約を前提とした国庫債務負担行為による調達は、単年度と比較して複数年の契約を行うことに合理性が認められる場合に活用されるものなので、コスト削減や業務の効率化に資する等の合理性を示した上で、かつ予算当局に認められれば複数年による契約を実施できる可能性はあると思われます。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案4】 契約件名：不正薬物・爆発物探知装置（TDS） の点検・校正等に係る請負契約 契約相手方：株式会社日立ハイテクソリューションズ （法人番号3010401035434） 契約金額：6,853,000円、@20,600円ほか 契約締結日：令和2年1月23日 担当部局：横浜税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約概要について</p> <p>予定価格と契約金額の差が僅少となった要因について</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>不正薬物・爆発物探知装置（TDS：Trace Detection System）は、貨物の表面等に付着した微粒子を専用の拭き取り材（ワイブ材）で拭き取り、採取した物質を質量分析することにより、薬物・爆発物の痕跡の有無を確認する装置です。短時間で効率的な検査が可能となり、限られた人員の中で効果的かつ戦略的な監視取締を実現させる非常に有効な検査機器です。</p> <p>本件は、横浜税関で所有するすべての同装置について、装置の健全性を維持するため、点検・校正等を行うものであり、誤探知のほか、目に見えない微粒子の痕跡を確認するという点で、正常に稼働していれば探知できるにも関わらず、探知できないという事態を生じさせないためにも、必要な検査です。</p> <p>契約手続きについては、当該装置の点検・校正に必要な知識や技能を有するのが、本装置のメーカー1者のみであり、他のメーカーや販売店では困難であると思料されるところ、調達にあたっては競争性及び透明性を担保するため、公募を行い、その結果、申請が1者のみであったことから、同者と随意契約を締結したものです。</p> <p>本件の予定価格については、装置の納入業者（メーカー）から参考見積りを徴取し積算しました。</p> <p>公募に対し申請があったのも当該納入業者（メーカー）1者でしたが、仕様書にもあるとおり、機器の点検項目が数十項目に及び、かつ、機器の交換消耗品も数十品目に及ぶことから、受注者は当該装置について熟知しておく必要があることを踏まえると、対応可能な業者は自社のみであり、他に競争相手が存在しないという推定が強く働き、当初見積額から大幅な値引きは行われなかったことが、予定価格と</p>

意見・質問	回答
<p> 《書類回覧による委員からの質問・意見》 探知装置の中には平成24年度に納入された装置がありますが、機能的耐用年数はどのくらいの年数でしょうか。点検・校正等で今後も永く使用できるものなのでしょうか。 </p> <p> 点検及び部品交換はどのような頻度で行っているのでしょうか。 </p> <p> 保守交換部品価格一覧表によれば、同じ部品でも交換する官署と交換しない官署がありますが、なぜでしょうか。導入時期の違いがあるのでしょうか。 </p> <p> 税関側で、どのような部品を交換する必要があるか、どのような項目を点検する必要があるかは分かるものなのでしょうか。業者からの提案を検討するという形でしょうか。 </p> <p> 点検は、全面的、部分的なものを含めて今回が初めてでしょうか。過去に価格比較の参考となる点検はありましたか。 </p>	<p> 契約金額の差が僅少となった要因と考えられます。取得できる見積りが1者のみであるということは、十分競争性が働いたうえでの「市場価格」を適正に把握できているのか、必ずしも明確でないことから、今後は、見積書の内訳をよく吟味するとともにその要求の仕方も工夫するほか、他に積算根拠とできる資料はないか確認するなど、より適正な市場価格を把握できるように努めていきたいと考えます。 </p> <p> 《担当部局からの回答》 標準使用期間については5年とされています。また、標準使用期間、老朽度合い及び使用状況等を総合的に勘案して取締機器等の更新を行うものとされていますが、標準使用期間は耐用年数の目安であり、当該期間経過後においても性能等が維持されている機器の継続使用を妨げるものではありません。 </p> <p> 点検・校正等の実施は、機器の現状を把握し、今後の調達・配備計画を検討する上で欠かせないものであるほか、機器の稼働に支障をきたさぬよう、障害等の発生を未然に防止・機能維持するとともに、それによって耐用年数経過後も、なお安定稼働を可能とする必要不可欠なものとなっています。 </p> <p> 年に1回定期点検を実施しており、必要に応じて部品交換を行っています。また、定期点検とは別に、不具合が発生した際に随時保守の形で都度部品を交換することがあります。 </p> <p> 仕様書にあるとおり、機器によって導入時期が異なります。導入時期の違いにより部品の消耗・摩耗具合も異なることから、交換実施の要否も異なります。 </p> <p> 仕様については、当関の担当部署が作成しますが、点検項目及び交換部品については、精密機器という特性上、職員による判断が難しく、機器の使用年数等を踏まえ、メーカーからの推奨に基づき、当関担当部署と協議の上で決定しています。 </p> <p> 当関に配備されているすべてのTDSについて、毎年1回全面的な定期点検を実施しています。また、定期点検とは別に、不具合が発生した際に随時保守の形で都度部品を交換することがあります。定期点 </p>

意見・質問	回答
	<p>検の内容や交換部品は、機器の導入年度によって実施項目や要交換部品の個数に違いが生じます。</p> <p>また、当該TDSの定期点検の契約相手方は、毎回同じ業者であることから、交換部品についても過去実績とほぼ同額となり、比較することは困難であると思われませんが、今後、違う種類の新たな検査機器が導入され、比較対象となる汎用的な交換部品などがあれば、予定価格積算の参考にしていきたいと考えます。</p>